

令和3年度 滋賀県水防計画の主な変更点

臨時の洪水予報の運用方法について

「国が行う洪水予報についての確認事項（令和3年3月18日国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、気象庁大気海洋部業務課長）」等に基づき運用することとしているところですが、令和3年6月1日より「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和3年3月18日）」のとおり運用する予定のため、国管理洪水予報指定河川（野洲川下流および瀬田川）を対象に大雨特別警報の警報等への切替時における河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）について追記した。

大雨特別警報の警報等への切替時における河川氾濫に関する情報（臨時の洪水予報）については、国管理洪水予報指定河川を対象に、大雨特別警報が警報等に切り替えられた後の河川氾濫の危険性を広く周知することを目的として、河川管理者（地方整備局、河川事務所等）と気象庁（気象台等）により共同発表するものである。

[P39(1)野洲川下流洪水予報] [P41(2)瀬田川洪水予報]

- ロ) 洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

洪水予報の種類等と発表基準（臨時の洪水予報を除く）

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警戒」	「氾濫発生情報」 又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」 【警戒レベル5相当情報】	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報】	・氾濫危険水位に達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報】	・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報】	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」 【警戒レベル2相当情報】	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報について

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の種類及び概要について、滋賀県水防計画に追記した。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

水位観測所および危機管理型水位計の設置について

令和2年度から水位観測所1箇所、危機管理型水位計8箇所の運用を開始したため、滋賀県水防計画に追記した。なお、危機管理型水位計は洪水時の水位観測に特化した水位計であり、水位情報については「川の水位情報」で確認可能である。 【参考】川の水位情報 : <https://k.river.go.jp>

[本編 P26 (2) 水位観測所]

所轄土木事務所	観測所名	河川名	位 置	土木防災情報システム公表
<u>東近江</u>	<u>念佛橋</u>	<u>惣四郎川</u>	<u>東近江市橋本町</u>	<u>○</u>

[本編 P28 危機管理型水位計]

所轄土木事務所	観測所名	河川名	位 置
<u>南部</u>	<u>野洲新川合流点前</u>	<u>新川</u>	<u>野洲市北</u>
<u>南部</u>	<u>中ノ池川富波乙</u>	<u>中ノ池川</u>	<u>野洲市富波乙</u>
<u>南部</u>	<u>法竜川洲本町西</u>	<u>法竜川</u>	<u>守山市洲本町</u>
<u>南部</u>	<u>中ノ井川蜂屋分流後</u>	<u>中ノ井川</u>	<u>栗東市蜂屋、大橋2丁目</u>
<u>南部</u>	<u>伊佐々川新若竹橋上</u>	<u>伊佐々川</u>	<u>草津市若竹町3</u>
<u>東近江</u>	<u>日野川橋(葛巻～横山)</u>	<u>日野川</u>	<u>東近江市葛巻町、横山町</u>
<u>東近江</u>	<u>名神法教寺橋</u>	<u>法教寺川</u>	<u>東近江市葛巻町</u>
<u>東近江</u>	<u>蛇砂川八日市新川分流</u>	<u>蛇砂川</u>	<u>東近江市下二俣町</u>

[参考位置図]

